

議案第 2 号

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成 1 6 年杉並区条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者であって、
区の事務又は事業に従事しているもの

ウ 区から事務又は事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びそ
の受託業務に従事している者

エ 指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3
項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の
管理の業務に従事している者

オ 区が出資し、又は補助金その他の財政的援助を与えている団体であって規
則で定めるもの（以下「出資団体」という。）及び出資団体の事務又は事業
に従事している者

カ 第 5 条第 1 項の規定による公益通報の日前 1 年以内にアからオまでのい
れかの者であった者

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 号の規定は、この条例の施行後にされる杉並区職員の倫理
の保持及び公益通報に関する条例第 5 条第 1 項の規定による公益通報について適

用し、この条例の施行前にされた同項の規定による公益通報については、なお従前の例による。

(提案理由)

公益通報をすることができる者の範囲を改める必要がある。

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>職員等</u> 次に掲げる者をいう。	(2) <u>職員等</u> <u>職員、労働者派遣事業</u>
ア <u>職員</u>	<u>の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって区の事務又は事業に従事しているもの</u>
イ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、区の事務又は事業に従事しているもの</u>	<u>の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって区の事務又は事業に従事しているもの、区から事務又は事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びその受託業務に従事している者、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者並びに区が出資し、又は補助金その他の財政的援助を与えている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体」という。）及び出資団体の事務又は事業に従事している者をいう。</u>
ウ <u>区から事務又は事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びその受託業務に従事している者</u>	
エ <u>指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者</u>	
オ <u>区が出資し、又は補助金その他</u>	

の財政的援助を与えている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体」という。）及び出資団体の事務又は事業に従事している者

カ 第5条第1項の規定による公益通報の日前1年以内にアからオまでのいずれかの者であった者

(3)及び(4) 略

(3)及び(4) 略